

平成27年度
京都知恵産業支援共同事業
の御案内
(募集要領)

【募集期間】

平成27年4月1日(水)～4月17日(金)

京都府

京都市

公益財団法人京都産業21

京都産業育成コンソーシアム

1 京都知恵産業支援共同事業について

京都府、京都市、公益財団法人京都産業21、京都産業育成コンソーシアム*では、京都産業の育成を図ることを目的として、京都の持つ伝統、文化、自然、景観など地域資源の活用や地域の課題解決に資する事業で、中小企業の強み(知恵)を活かした経営革新等のための新しい事業を対象とし、以下に掲げる(A)きょうと元気な地域づくり応援ファンド(京都知恵産業支援共同事業分)と(B)京都市知恵産業創造支援事業を共同で実施します。

(A) きょうと元気な地域づくり応援ファンド(京都知恵産業支援共同事業分)

- ・助成総額 4,000万円程度
- ・事業主体 公益財団法人京都産業21
- ・対象地域 京都府内全域

(B) 京都市知恵産業創造支援事業

- ・補助金総額 2,600万円
- ・事業主体 京都市
- ・対象地域 京都市内

注: 以下、**A**と記載の項目はきょうと元気な地域づくり応援ファンド(京都知恵産業支援共同事業分)のみ該当します。

Bと記載の項目は京都市知恵産業創造支援事業のみ該当します。

A、**B**双方の募集要件を満たす事業は、**A**、**B**に同時申請(併願)が可能です。

* 京都産業育成コンソーシアムの概要

中小企業を顧客とする視点に立ち、思い切った産業育成策を展開するために、京都府・京都市・経済界の枠組を超え、伝統産業から先端産業まで、京都産業を担う中小企業の育成を強力に推進するオール京都による体制の構築を目指しています。

〈構成団体〉

京都府、京都市、京都商工会議所、公益社団法人京都工業会、公益財団法人京都産業21及び公益財団法人京都高度技術研究所

2 対象事業者

- ・ 京都府内 **A**、京都市内 **B** に主たる事業所を有し、経営革新等を行おうとする中小企業者(独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)第2条第1項各号に該当する者)

※ 8~9ページ参照

※ 中小企業者であっても、以下のいずれかの項目に該当する者は除きます。

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の1/2以上が同一の大企業の所有に属している者
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の2/3以上が複数の大企業の所有に属している者
- ③ 役員の総数の1/2以上が大企業の役員又は職員を兼ねている者

※ 商工関係の協同組合については、一経営体として経営革新により収益事業を行う場合に限って対象とします。

- ・ 京都府内に主たる事業所を有し、経営革新等を行おうとする農業生産法人(**A**のみ)

※ 経営の革新とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいいます。

※ 任意団体、公益法人等、農林水産関係の協同組合(農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等)などは対象外です。

※ 京都府税、京都市税それぞれを滞納していないことが条件になります。

※ **A**については、過去に採択され、更なる経営革新に取り組むために交付申請する事業者は、審査の上、3回まで助成金の交付を受けることが可能です。

3 対象事業

- (1) 京都が持つ伝統、文化、自然、景観などの地域資源の活用や地域の課題解決に資する事業で、中小企業の強み(知恵)を活かした経営革新等のための新しい事業

(想定される事業分野)

- ① 地域の農林水産物資源を活用した事業
- ② 地域の伝統産品資源を活用した事業
- ③ 地域の鉱工業品の技術を活用した事業
- ④ 地域の観光資源を活用した事業
- ⑤ 商店街の活性化に役立つ事業
- ⑥ 福祉向上・子育て支援に役立つ事業
- ⑦ 環境対策に役立つ事業

(想定される事業内容)

研究開発、商品開発、販路開拓、商品化の可能性調査等

- (2) 対象外事業

- ① 同一事業について、国や府等の公的な助成金等の交付を受けている場合又は受けることが決まっている場合は応募できません。また交付決定以降についても、同一事業で助成金等の交付を重複して受けることはできません。

- ② 実現可能性の乏しい事業(公的機関の許認可等の見込みが十分ではない事業を含む)
- ③ 平成28年3月31日までに全ての対象経費の支出が完了しない事業
- ④ 交付決定日(7月上旬予定)以前に着手している事業。ただし、やむを得ない事由により、交付申請日以降で交付決定前に事業に着手しようとする場合は、着手前に、事前着手届(第2号様式)を提出する必要があります。
 ※ 事前着手をされる場合、事前着手届を提出されても、申請事業が採択されない場合や採択金額が申請額より減額される場合があり、その場合は事前着手に係る経費について、全額又は申請額からの減額分が自己負担となりますのでご注意ください。

4 対象経費

対象経費は、応募事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できる次に掲げる経費です。

区分	項 目
事業費	① 原材料費(試作品等の製作に必要な材料費)
	② 機械装置・工具器具の購入、製造、改良、据付、借用に要する費用(総事業費の50%以下とする)
	③ 外注加工費
	④ 技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費
	⑤ 店舗等に供する建物の賃借料、保守費用又は建物修繕費 Aのみ
	⑥ 広告宣伝費(パンフレット及びチラシ作成費、情報誌掲載費用等)
	⑦ ホームページ作成費
	⑧ 展示会等の会場費、出展料及び出展設営費
	⑨ 研修の実施に要する費用
	⑩ 専門家に対する講師謝金及び旅費
	⑪ 調査研究費(データ購入及び調査分析に係る費用等)
	⑫ 知的財産権取得に要する弁理士等の手続に係る費用
	⑬ その他補助事業の事業目標を達成するために直接必要な経費
事務費	① 従事者旅費(事業者等の国内旅費・交通費及び宿泊費)
	② 会議費、会場借料、借損料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、光熱水費、通訳料、翻訳料、保険料、備品購入費、消耗品費、雑役務費(項目が特定できない事務費)
	③ アルバイト賃金及び交通費(短期的なものに限る) (ただし、事務費の合計は総事業費の20%以下とする)

※ 対象外となる経費は、次のとおりです。

人件費(従業員の給与費等)、借入れに伴う元金及び支払利息、公租公課(消費税、地方消費税等)、不動産購入費、官公署に支払う手数料等(印紙代等)、接遇費(飲食及び接待費)、税務申告及び決算書作成等のための税理士等に支払う費用、振込手数料、用途が特定できない費用、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用

※ 助成(補助)事業の主たる業務を外部に委託する場合は、総事業費の50%以下とします。

5 助成率等

- (1) 助成(補助)率 3分の2以内
- (2) 助成(補助)限度額 300万円以内(助成(補助)額は千円単位とします。)
- (3) 対象期間 交付決定日から平成28年3月31日までの期間とします。

※ 助成(補助)金は、事業完了報告確認後の精算払いを原則としますが、助成(補助)事業者から別途に定める様式等により、概算払の請求があり、事業主体が必要と判断した場合は、交付決定額の2分の1を限度として概算払を受けることができます。

※ 助成(補助)事業の完了により助成(補助)事業者に相当の利益を生ずると認められるときは、交付した助成(補助)金の一部に相当する金額を納付していただく場合があります。なお、その収益の納付内容及び実施方法については、別途通知します。

6 交付申請

(1) 申請書の提出先

平成27年4月17日(金) 午後5時までに、下記の所管区域の受付に持参してください。
 なお、郵送での受付はいたしませんので、御注意ください。

(A)、 B 同時(併願)申請及び B 京都市知恵産業支援事業のみに申請する場合は所管区域京都市のみに提出)

所管区域	受付・お問い合わせ先	電話番号
京都市	(公財) 京都高度技術研究所 新事業創出支援部 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134	075-315-3708
	(公財) 京都産業21 経営革新部 経営改革推進グループ 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター内	075-315-8848
	京都商工会議所 知恵産業推進室 〒604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上ル	075-212-6470
	京北商工会 経営支援課 〒601-0251 京都市右京区京北周山町上寺田 1-1	075-852-0348
	(公社) 京都工業会 業務課 〒615-0801 京都市右京区西京極豆田町 2	075-313-0751

向日市、 長岡京市、大山崎町	(公財)京都産業21 経営革新部 経営改革推進グループ 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター内	075-315-8848
宇治市、城陽市、 八幡市、京田辺市、 木津川市、 久御山町、井手町、宇 治田原町、 笠置町、和束町、 精華町、南山城村	京都府山城広域振興局農林商工部 商工労働観光室 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6	0774-21-2103
亀岡市、南丹市、 京丹波町	京都府南丹広域振興局農林商工部 商工労働観光室 〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1	0771-23-4438
福知山市、舞鶴市、 綾部市	京都府中丹広域振興局農林商工部 商工労働観光室 〒625-0036 舞鶴市字浜 2020	0773-62-2506
宮津市、京丹後市、 伊根町、与謝野町	京都府丹後広域振興局農林商工部 商工労働観光室 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 855	0772-62-4304

※電話番号はお掛け間違いのないよう御注意願います。

(2) 提出書類

① 提出書類チェックシート

② 交付申請書(様式第1号)

※ A、 B 同時(併願)申請の場合は、 A (公財)京都産業21理事長あて及び
 B 京都市長あての申請書を併せて提出してください。

③ 事業計画書(第1号の1)

④ 収支予算書(第1号の2及び3)

※③事業計画書、④収支予算書は A、 B 同時(併願)申請の場合でも1部のみ提出
してください。

⑤ 事前着手届(様式第2号)

※事前着手する場合のみ必要です。

※ A、 B 同時(併願)申請の場合は、 A (公財)京都産業21理事長あて及び
 B 京都市長あての申請書を併せて提出してください。

※ 定款、規約、役員名簿、法人登記事項証明書(全部事項証明書。発行日から3ヶ月以内
のもの。原本)を添付してください(個人及び創業予定者は不要)。

※ 前期の決算書(貸借対照表、損益計算書・製造原価報告書(製造業のみ))の写し又は
確定申告書の写しを添付してください。

(創業1年未満の場合は、前期の確定申告書の写し又は税務署への事業開始届の写しを添付してください。創業予定者は不要)

※ 前年度の府税の納税証明書(府税に滞納がないことの証明。原本)を添付してください。

A

※ 前年度の法人市民税、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税証明書(原本)を添付してください。**B**

(3) 提出部数

1 部

※ 交付申請書は原則としてワープロで作成し、両面コピー及びホッチキス止めはしないでください。

※ 不採択の場合でも、交付申請書等は返却しませんので御了解ください。

(4) 申請書類は、以下のホームページからダウンロードすることができます。

- ・京都産業育成コンソーシアム <http://www.kyoto-conso.jp/chie/invite.html>
- ・京都市 <http://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000177839.html>
- ・公益財団法人京都産業21 <http://www.ki21.jp/fund/>

7 交付決定までの流れ

(1) 審査委員会の開催

学識経験者、支援団体、金融機関等からなる審査委員会において申請内容を評価します。

なお、審査委員会は非公開で行われ、経過等の問い合わせには応じられません。

①書面選考 平成27年5月(予定)

※ 応募が多数あった場合のみ行います。

※ 審査委員会における評価結果をもとに本審査に進む案件を選考します。

②本審査 平成27年5月～6月(予定)

※ 書面選考の通過者を対象とします(書面選考を行わない場合はこの限りではありません)。

※ 申請者から事業内容等のプレゼンテーションを行っていただき、面接及び提出書類の内容を総合的に評価します。

(2) 評価基準

次の観点から申請事業を総合的に評価します。

- ① 事業の新規性
- ② 事業の市場性
- ③ 事業の実現可能性
- ④ 地域活性化への波及効果
- ⑤ 事業遂行能力

(3) 交付決定の通知

採択の可否などは、各事業主体から文書により各申請者に通知します。

(7月上旬予定)

※(同時(併願)申請の場合は、**A**、**B**いずれかでの採択となります。)

(4) 採択事業の公表

採択事業については、京都産業育成コンソーシアム及び各事業主体のホームページ等で公表(事業者名、代表者名、事業概要、交付金額等)します。(7月上旬予定)

(5) 助成(補助)金の交付

助成(補助)金は平成27年度の予算の範囲内で交付します。

そのため、採択された場合でも、申請額の全額について応じられない場合がありますので御了解ください。

※ 京都市知恵産業創造支援事業 **B** の公募については、平成27年度京都市予算の成立を前提に行うものであり、予算審議の状況によっては、事業内容や事業予算を変更する場合があります。

8 採択後の責務等

(1) 事業成果及び経理の報告

助成(補助)事業者は助成(補助)事業終了後10日以内又は平成28年4月5日(火)のいずれか早い日までに助成(補助)事業実績報告書(成果報告、決算報告)を提出してください。

(2) 関係書類等の保存期間

関係書類等は助成(補助)事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

(3) 成果の公表

事業成果については、ホームページ等で公開することがあります。

(4) 取得財産の取扱い

本事業により取得した財産の所有権は、助成(補助)事業者に帰属するものとします。

本事業による取得財産等について、助成(補助)事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成(補助)金の交付の目的に従ってその効果的運用を図ってください。

9 留意事項

(1) 不合理な重複の排除

同一事業で他の助成金等に採択された場合は、速やかに本事業の担当者に報告してください。

(2) 不正行為に対する措置

助成(補助)事業の実施において不正行為(ねつ造、改ざん、盗用等)又は関係法令等の違反が認められた場合には、本事業への採択を取り消すとともに、助成(補助)金の全部又は一部の返還を求めます。

(3) 検査の実施

この助成(補助)事業に係る予算の執行の適正を期するために、必要があるときは報告を求めたり、職員による現地検査を行うことがあります。

また、**A**については、国費が充当されていることから、会計検査院の検査対象になるため、会計検査院による現地検査等の対象となる場合があります。

10 問合せ先

- A** きょうと元気な地域づくり応援ファンド(京都知恵産業支援共同事業分)
(公財)京都産業21 経営革新部 経営改革推進グループ
〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内
Tel:075-315-8848 ※土、日、祝日は除く 8時30分～12時、13時～17時15分
- B** 京都市知恵産業創造支援事業
京都市産業観光局新産業振興室 産学連携推進担当
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
Tel:075-222-3324 ※土、日、祝日は除く 8時45分～12時、13時～17時30分

【参考】

◆ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法における中小企業者の定義

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令

(中小企業者の範囲)

第一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

2 法第二条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円(卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人)以下の従業員を使用する者であるもの
- 六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円(酒類卸売業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人(酒類卸売業者については、百人)以下の従業員を使用する者であるもの
- 七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの
- 八 鉱工業技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第一項第一号 から第七号 までに規定する中小企業者であるもの

交付申請書様式

A	B共通	提出書類チェックシート	12
A		きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業助成金交付申請書 (京都知恵産業支援共同事業 新規創業 京都地域カビジネス 共通)	13
B		京都知恵産業支援共同事業補助金交付申請書 (京都市知恵産業創造支援事業)	16
A	B共通	事業計画書	18
A		きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業助成金事前着手届	23
B		京都市知恵産業創造支援事業補助金事前着手届	24

平成27年度 きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業 京都市知恵産業創造支援事業 提出書類チェックシート (□に✓を記入して確認してください)		申請区分			
		併願	きょうと元 気な地域 づくり応 援ファンド 支援事業 専願	京都市知 恵産業創 造支援事 業専願	
提出書類 (★)は、原本(押印 したもの)が必要)	提出書類チェックシート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	きょうと元気な地域づくり応援ファンド交付申請書(様式第1号)(★)	<input type="checkbox"/> ※原本	<input type="checkbox"/> ※原本	<input type="checkbox"/>	
	京都市知恵産業創造支援事業交付申請書(第1号様式)(★)	<input type="checkbox"/> ※原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※原本	
	事業計画書(第1号の1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	収支予算書(第1号の2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	支出内訳明細書(第1号の3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	きょうと元気な地域づくり応援ファンド事前着手届(様式第2号)(★) ※事前着手する場合のみ必要	<input type="checkbox"/> ※原本	<input type="checkbox"/> ※原本	<input type="checkbox"/>	
	京都市知恵産業創造支援事業事前着手届(第2号様式)(★) ※事前着手する場合のみ必要	<input type="checkbox"/> ※原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※原本	
	定款、規約、役員名簿 ※規約は組合等の場合。個人及び創業予定者は不要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	法人登記事項証明書(全部事項証明書・発行日から3ヶ月以内のもの)(★) ※個人及び創業予定者は不要	<input type="checkbox"/> ※原本	<input type="checkbox"/> ※原本	<input type="checkbox"/> ※原本	
	前期の決算書(貸借対照表・損益計算書・製造原価報告書(製造業のみ))の写し又は確定申告書の写し ※創業1年未満の場合は、前期の確定申告書の写し又は税務署への事業開始届の写し ※創業予定者は不要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	府税に滞納がないことの証明(★)	<input type="checkbox"/> ※原本	<input type="checkbox"/> ※原本	<input type="checkbox"/>	
	前年度の法人市民税の納税証明書(★)	<input type="checkbox"/> ※原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※原本	
固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税証明書(★) ※納税義務がない(固定資産を所有していない)場合は、納税証明書が発行されない旨を記載した文書(任意様式)(★)	<input type="checkbox"/> ※原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※原本		
注意事項	交付申請書	提出書類は全てA4サイズ片面印字になっていますか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		法人の場合は代表取締役印、個人の場合は個人印が押印されていますか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		補助事業名は、事業計画書に記載しているものと一致していますか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		交付申請額は千円単位になっていますか?(ファンド。市は円単位。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		交付申請額は、収支予算書に記載しているものと一致していますか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業の種類は一つだけ選択していますか?(複数不可)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	事業計画書	実施時期は平成27年7月から平成28年3月の間になっていますか? ※事前着手届を提出する場合は、着手予定日から平成28年3月の間 交付申請額は支出総額に100/108を乗じた額の2/3以内となっていますか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		収入内訳書と支出内訳書の合計額は一致していますか? 計算は合っていますか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	収支予算書	収入内訳書は税抜きで、支出内訳書は税込みで記載されていますか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		支出内訳書の項目は、募集要領3P「4 対象経費」に沿った内容になっていますか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		機械装置・工具器具の購入、製造、改良、据付、借用に要する費用は総事業費の50%以下になっていますか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		事業の主たる業務を外部に委託する場合は、その費用が総事業費の50%以下となっていますか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		事務費の合計は総事業費の20%以下となっていますか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		対象外経費が含まれていませんか?(従業員給与費、建物購入費、海外旅費等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	支出内訳明細書	収支予算書の内容を網羅していますか? 計算は合っていますか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
合計額は、収支予算書に記載のものと一致していますか?		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

（あて先）

公益財団法人京都産業21 理事長 様

所 在 地
名 称（企業名等）
代表者名（職・氏名）

印

きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業助成金交付申請書

京都知恵産業支援共同事業
新規創業 京都地域カビジネス
共 通

下記のとおり助成事業を実施したいので、きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業助成金交付要領第6条の規定により、助成金の交付を願いたく関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金交付申請額 金 千円

2 添付資料

- (1) 事業計画書（事業者等の概要及び申請する事業内容）
- (2) 収支予算書（収入及び支出内訳書）
- (3) 決算書又は確定申告書写し

() 年創業のため未添付	平成 年 月 第 期
---------------	---------------

- ※ 前期の決算書（貸借対照表、損益計算書・製造原価報告書（製造業のみ））の写し又は確定申告書の写しを添付してください。
 - ・ 創業1年未満の場合は、前期の確定申告書の写し又は税務署への事業開始届の写しを添付してください。
 - ・ 創業予定者は不要。

(4) その他

- ※ 定款、規約、役員名簿、法人登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの。原本）を添付してください（個人及び創業予定者は不要）。
- ※ 前年度の府税の納税証明書（府税に滞納がないことの証明。原本）を添付してください。

京都知恵産業支援共同事業を申請の方で、京都市知恵産業創造支援事業に併願申請される方は京都市長あての申請書も併せて提出のうえ次の欄に○を記入してください。

	併願申請する
--	--------

<p>事業の種類</p>	<p>※ 該当するもの1つを○で囲んでください。</p> <p>ア 地域の農林水産物資源を活用した事業</p> <p>イ 地域の伝統産品資源を活用した事業</p> <p>ウ 地域の鉱工業品の技術を活用した事業</p> <p>エ 地域の観光資源を活用した事業</p> <p>オ 商店街の活性化に役立つ事業</p> <p>カ 福祉向上・子育て支援に役立つ事業</p> <p>キ 環境対策に役立つ事業</p>
<p>事業区分</p>	<p>※ 該当するもの1つを○で囲んでください。</p> <p>京都知恵産業支援共同事業 新規創業 京都地域カビジネス</p>
<p>過去の採択状況</p>	<p>(過去に本事業に採択された事業者は記載してください)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採択年度 平成 年度 ・採択事業の状況及び今回の計画との関連
<p>ハンズオン希望内容</p>	<p>(専門家によるアドバイス支援を用意しています。アドバイス希望の内容を記載してください。)</p>

◆京都地域カビジネスに申請される場合は必ず記載してください。
(必須事項。わかりやすく具体的にご記入ください。)

<p>地域の社会的課題とその解決方法、連携協働</p>	<p>① 解決したい地域の社会的課題</p> <p>② その解決方法（詳しくは事業計画書で説明）</p> <p>③ 地域との連携協働の体制と内容</p>
-----------------------------	--

（あて先）

京 都 市 長

所 在 地
名 称（企業名等）
代表者名（職・氏名）

印

京都知恵産業支援共同事業補助金交付申請書
（京都市知恵産業創造支援事業）

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付申請額 金 円

3 添付資料

- (1) 事業計画書（第1号の1様式）
- (2) 収支予算書（第1号の2様式）
- (3) 支出内訳明細書（第1号の3様式）
- (4) 決算書又は確定申告書写し

() 年創業のため未添付	平成 年 月 第 期
---------------	---------------

ア 前期の決算書（貸借対照表，損益計算書・製造原価報告書（製造業のみ））の写し又は確定申告書の写しを添付してください。

注 創業1年未満の場合は，前期の確定申告書の写し又は税務署への事業開始届の写し等を添付してください。

(5) その他

ア 定款，規約，役員名簿，法人登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの。原本）等を添付してください。（個人及び創業予定者は不要）

イ 前年度の法人市民税，固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税証明書（原本）を添付してください。

きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業（京都知恵産業支援共同事業）に併願申請される方は公益財団法人京都産業21理事長あての申請書も併せて提出のうえ次の欄に○を記入してください。

	併願申請する
--	--------

事業計画書

1 事業者等の概要（2枚以内にまとめてください。）

名称（企業名等）			
代表者（職・氏名）			
従業員数	人	資本金等	千円
所在地	〒 TEL（ ） - FAX（ ） - e-mail : URL :		
（担当者）	職・氏名 TEL（ ） - FAX（ ） - e-mail : 携帯： - -		
創業時期		設立時期	
業種			
3期分決算推移	前々期（ ～ ）	前期（ ～ ）	今期予想（ ～ ）
売上高（千円）			
経常利益（千円）			
主な事業内容			
事業の沿革			
自社の強み			
事業認証・認定の実績	（京都産業育成コンソーシアム「知恵産業認証制度等一覧」 http://www.kyoto-conso.jp/nintei/ などを参考に、認証・認定の実績がある場合は、名称を記入してください。）		

2 申請する事業内容（6枚以内にまとめてください。）

<p>事業名</p>	<p>(概ね30字以内で事業内容が概観できるタイトルを記入してください。)</p>
<p>事業内容</p>	<p>(具体的事業内容、事業の目的、計画の目標(利益計画とその根拠)を記載してください。)</p>
<p>実施時期</p>	<p>平成 年 月 ~ 平成 年 月 ※やむを得ない事由により、交付申請日以降で交付決定前に事業に着手しようとする場合は、着手前に、事前着手届（様式第2号）を提出する必要があります。</p>
<p>事業の新規性</p>	

事業の市場性				
事業の実現可能性				
地域活性化への波及効果				
本事業を実施する体制 (事業者内部・外部支援者名・委託先等)				
本事業の売上高等の見込み		今期 (27. ~28.3)	事業終了後一年目 (28.4~29.3)	事業終了後二年目 (29.4~30.3)
	売上高(千円)			
	経常利益(千円)			
	雇 用 (人)	人(延べ 人)	人(延べ 人)	人(延べ 人)
当該年度に他の補助金・助成金等を受けた実績(申請中のものを含む)	補助金・助成金等名	対象事業		金額(千円)

収 支 予 算 書

1 収入内訳書

(単位：千円)

項 目	金 額
<助成（補助）金> 交付申請額	
<自己資金等> 自己資金 借入金 その他	
合 計	

2 支出内訳書

(単位：千円)

項 目	金 額
<事業費>	
<事務費>	
合 計	

注 支出額は、消費税及び地方消費税額を含んだ金額で記載してください。

ただし、消費税及び地方消費税は助成（補助）対象外であるため、交付申請額は支出額に100/108を乗じた額の2/3以内となります。

注 支出内訳書は、対象経費の項目ごとに記載してください。

注 対象経費の明細は、（第1号の3）支出内訳明細書に記載してください。

支出内訳明細書

区分	項目	内訳(内容, 積算単価, 数量等を具体的に記入してください)	金額(千円)	備考
事業費				
小計			0	
事務費				
小計			0	
合計			0	

様式第2号(第6条関係)

平成 年 月 日

公益財団法人京都産業21 理事長 様

所 在 地

名 称(企業名等)

代表者名(職・氏名)

印

きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業助成金事前着手届

年 月 日付けできょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業助成金の交付を申請している下記の事業について交付決定前に着手しますので、届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合、又は交付決定を受けた助成額が交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

1 事 業 名

2 事前着手の理由

3 着手予定年月日

※ 事前着手の理由については、その必要性がわかるよう、具体的に記述してください。

第2号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

（あて先）

京 都 市 長

所 在 地
名 称（企業名等）
代表者名（職・氏名）

印

京都市知恵産業創造支援事業補助金事前着手届

平成 年 月 日付けで申請しました標記の補助事業について、交付決定前に着手しますの
で届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助額が交付申請額に達し
ない場合においても異議は申し立てません。

記

- 1 補助事業名

- 2 事前着手の理由

- 3 着手予定年月日

※ 事業着手の理由については、その必要性がわかるよう、具体的に記述してください。